

だて歴史文化ミュージアム条例

(設置)

第1条 歴史、文化、芸術等に関する資料を総合的に収集し、保管し、及び展示し、並びにこれらに関する調査研究及びその成果の普及を行うことにより、教育、学術及び文化の振興を図るため、博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、だて歴史文化ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ミュージアムの名称、構成施設及び位置は、次のとおりとする。

名 称	構成施設	位 置
だて歴史文化ミュージアム	本館	伊達市梅本町57番地 1
	体験学習館	
	宮尾登美子記念ホール	

(管理)

第3条 ミュージアムは、伊達市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(業務)

第4条 ミュージアムは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 歴史、文化、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料（以下「ミュージアム資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) ミュージアム資料の調査及び研究に関すること。
- (3) ミュージアム資料に係る展示会、講座、体験学習会等の開催による教育普及に関すること。
- (4) ミュージアム資料に係る情報の収集、提供及び発信に関すること。
- (5) ミュージアム資料の解説書、目録並びに調査及び研究に係る報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) その他ミュージアムの設置目的を達成するために必要な業務

(職員)

第5条 ミュージアムに、館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(開館時間及び休館日)

第6条 ミュージアムの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に認めるときは、構成施設ごとにこれを変更し、又は別に休館日を設けることができる。

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 休館日

ア 月曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日

イ 1月1日から同月5日まで及び12月31日

(観覧料)

第7条 ミュージアムの常設展示又は特別展示を観覧する者（以下「観覧者」という。）は、別表第1に定める料金（以下「観覧料」という。）を納入しなければならない。

- 2 市長は、別に定める場合に限り、観覧料を減額し、又は免除することができる。
- 3 観覧者は、観覧料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、既に納入された観覧料を還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、観覧料を還付することができる。

(サービス利用料)

第8条 ミュージアムで開催する体験学習に参加する者又はミュージアムのガイドを希望する者は、別表第2に定める料金（以下「サービス利用料」という。）を納入しなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、サービス利用料について準用する。

(利用の承認)

第9条 ミュージアムの施設のうち別表第3の左欄に掲げる構成施設（以下「体験学習館等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認（以下「利用承認」という。）をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) ミュージアムの施設、設備、備品、展示品等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他ミュージアムの管理運営上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、利用承認をする場合において、ミュージアムの管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認した事項若しくはその条件を変更し、又は利用承認を取り消し、又は体験学習館等の利用の制限若しくは中止を命ずることができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が利用承認の条件に違反したとき。

(4) 利用者が、偽りその他不正な手段により利用承認を受けたとき。

(5) 天災その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(6) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(施設使用料等)

第11条 利用者は、別表第3に定める料金（以下「施設使用料等」という。）を納入しなければならない。

2 第7条第2項から第4項までの規定は、施設使用料等について準用する。

(目的外の利用等の禁止)

第12条 利用者は、利用承認を受けた目的以外に体験学習館等を利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

第13条 利用者は、体験学習館等の利用を終了したとき、又は第10条の規定により利用承認を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、速やかにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失によりミュージアムの施設、設備、備品、展示品等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を市長に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(入館の制限)

第15条 教育委員会は、ミュージアムの管理運営上支障があると認めた者に対し、ミュージアムへの入館を拒否し、又はミュージアムからの退館を命ずることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項、附則第6項（議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第13号）第3条第12号の改正規定に限る。）、附則第10項及び附則第11項の規定
平成30年4月1日

(2) 附則第5項及び附則第6項（議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条第24号の改正規定に限る。）の規定
平成30年10月1日
(準備行為)

2 利用承認の手續その他ミュージアムを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

(伊達市開拓記念館条例の廃止)

3 伊達市開拓記念館条例（平成12年条例第20号）は、廃止する。

(黎明観条例の廃止)

4 黎明観条例（平成20年条例第3号）は、廃止する。

(宮尾登美子文学記念館・地域文化館条例の廃止)

5 宮尾登美子文学記念館・地域文化館条例（平成20年条例第4号）は、廃止する。

(議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正)

6 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を次のように改正する。
第3条第12号を次のように改める。

(13) 削除

第3条第24号を次のように改める。

(25) 削除

(議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正)

7 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を次のように改正する。
第3条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、第22号を削り、第23号を第21号とし、第24号を削り、第25号を第22号とし、第26号から第39号までを3号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(38) だて歴史文化ミュージアム 1年

(伊達市文化財保護条例の一部改正)

8 伊達市文化財保護条例(昭和45年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条中「解除しようとするとき」の次に「、または博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第2項の規定によりだて歴史文化ミュージアムの運営に関し必要が生じたとき」を加える。

(伊達市都市公園条例の一部改正)

9 伊達市都市公園条例(昭和61年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(伊達市情報公開条例の一部改正)

10 伊達市情報公開条例(平成10年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第23条中「、伊達市開拓記念館」を削る。

(伊達市個人情報保護条例の一部改正)

11 伊達市個人情報保護条例(平成16年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第41条第2項中「、伊達市開拓記念館」を削る。

別表第1(第7条関係)

観覧料

展示の区分	料金の区分	料金
常設展示	未就学児	無料
	小学生及び中学生	200円
	上記以外の者	300円
特別展示	5,000円を超えない範囲内で市長が定める額	

別表第2(第8条関係)

サービス利用料

サービスの区分	料金
体験学習	3,000円を超えない範囲内で市長が定める額
ガイド	1,000円を超えない範囲内で市長が定める額

別表第3(第9条、第11条関係)

施設使用料等

構成施設の区分	施設使用料			暖房料
	午前	午後	全日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	
体験学習館	1,000円	1,300円	2,000円	1時間当たり 200円
宮尾登美子記念ホール (アトリエ)	1日 10,000円			

備考

- 1 入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するものを徴収する場合は、施設使用料を10割増しとする。
- 2 体験学習館(藍工房)を販売用藍染作品製作の目的で利用する場合は、施設使用料を5割

増しとする。

- 3 暖房料を徴収する期間は、10月20日から翌年4月30日までとする。ただし、市長が認めたときは、期間を変更することができる。
- 4 備付物件の使用料は、徴収しないものとする。
- 5 特別設備等を使用した場合は、市長の定めるところにより、その使用に係る実費相当額を徴収することができる。